

尾道市空き家再生促進事業補助金交付要綱を次のように定める。

平成24年3月13日

尾道市長 平谷 祐宏

尾道市空き家再生促進事業補助金交付要綱

(目的)

第1条 この要綱は、地域における歴史的風致の維持及び向上に関する法律（平成20年法律第40号）第5条第1項に基づき作成し、同条第8項に基づく主務大臣の認定を受けた尾道市歴史的風致維持向上計画に記載されている重点区域内で、空き家の再生に必要な改修に要する経費に対し、予算の範囲内において空き家再生促進事業補助金（以下「補助金」という。）を交付することにより、空き家の有効利用を通して、良好な景観の形成の促進及び地域の活性化を図ることを目的とする。なお、交付については、尾道市補助金交付規則（昭和38年規則第18号）に規定するもののほか、この要綱に定めるところによる。

(用語の定義)

第2条 この要綱における用語の定義については、それぞれ当該各号に定めるものとする。

(1) 空き家

建築後30年以上経過した建築物であって、おおむね1年以上継続して使用されていないものをいう。ただし、共同住宅であってその一室が使用されていない場合で他の室が使用されているものを除く。

(2) 所有者等

当該空き家に係る所有権又は売買若しくは賃貸を行うことができる権利を有する者をいう。

(補助対象者)

第3条 この補助金の交付の対象となる者（以下「補助対象者」という。）は、この補助金の交付を申請した日（以下「申請日」という。）において、次の各号のいずれにも該当する者とする。ただし、第1号について市長が特段の事情があると認めた場合は、その限りでは

ない。

- (1) 20歳以上の者
- (2) 空き家の所有者又は空き家を賃借した者
- (3) この補助金に係る改修に関して国、県又は市の制度による他の補助等を受けていない者
- (4) 自らの負担で空き家の改修をしようとする者
- (5) この補助金に係る改修を行う空き家（以下「補助対象物件」という。）に、補助金の交付を受けた日（以下「交付日」という。）から2年以上定住する意思のある者
- (6) 市税の滞納その他市に対する債務の不履行がない者
（補助対象事業）

第4条 補助金の交付対象となる事業（以下「補助対象事業」という。）は、国、県又は市の他の制度による補助金等を受けていない建築物の機能維持のために行う改修で、内容は次に掲げるとおりとする。ただし、周辺環境を害する改修は補助対象事業としない。

- (1) 台所、浴室、便所、洗面所等の改修
- (2) 内装、屋根、外壁等の改修
（補助対象事業の施工業者）

第5条 補助対象事業の施工業者は、地域活性化を図ることを目的に、原則として市内に本店、支店、営業所、事務所その他これらに類する施設を有する法人及び個人事業者に限るものとする。

（補助金の額）

第6条 補助金の額は、第4条に定める補助対象事業に要した経費の額に3分の2を乗じて得た額とし、30万円を限度とする。

2 前項の補助金の額に、千円未満の端数があるときは、これを切り捨てるものとする。

3 この補助金は、補助対象事業の空き家につき上限を30万円とする。

（補助金の交付申請）

第7条 補助金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、補助対象事業の着手前に、補助金交付申請書（別記様式第1号）に次に掲げる書類を添えて、市長に提出しなければならない。

- (1) 誓約書（別記様式第2号）
- (2) 誓約書（別記様式第3号）
- (3) 市税等納付状況照会承諾書（別記様式第4号）
- (4) 入居者全員分の住民票

- (5) 改修に要する経費に係る見積書の写し
- (6) 改修予定箇所の位置及び改修の内容の詳細が分かる書類
- (7) 改修予定箇所の現況写真
- (8) 空き家の売買契約書又は賃貸借契約書の写し
- (9) 空き家の改修に関する所有者等の承諾書の写し（別記様式第5号。
ただし、賃貸借契約の場合のみとする。）
- (10) その他市長が必要と認める書類
（補助金の交付決定）

第8条 市長は、前条の申請があった場合は、その内容を審査し、及び現地調査を行い、適当であると認めたときは、補助金交付決定通知書（別記様式第6号）により、申請者に通知するものとする。

- 2 市長は、前項において適当でないと認めたときは、補助金を交付しないものとし、申請者に対し、補助金不交付決定通知書（別記様式第7号）により通知するものとする。
（変更等の承認）

第9条 前条の規定による通知を受けた申請者（以下「交付決定者」という。）が、当該申請の内容を変更、中止又は廃止しようとするときは、補助金変更等承認申請書（別記様式第8号）を市長に提出し、その承認を得なければならない。
（交付決定の変更）

第10条 市長は、交付決定者から前条の規定による補助金の交付決定の変更又は取消を決定したときは、補助金交付決定変更通知書（別記様式第9号）により、交付決定者に通知するものとする。
（実績報告）

第11条 交付決定者は、補助対象事業が完了した日から30日以内又は当該年度の3月31日のいずれか早い日までに、補助金実績報告書（別記様式第10号）に、次に掲げる書類を添えて、市長に提出しなければならない。

- (1) 改修に要した経費の内訳が確認できる書類及び請求書の写し又は領収証の写し
- (2) 改修の状況を確認できる写真
- (3) 入居者全員のうち、交付申請時に市内に住所を有していなかった者が、新たに市内に転入したことを証明する住民票（ただし、交付申請時に該当する者がいた場合のみとする。）
- (4) その他市長が必要と認める書類

(補助金の額の確定)

第12条 市長は、前条の実績報告書の提出があった場合、これを検査し、及び現地調査を行い、当該交付対象事業の成果が交付決定の内容及び交付条件に適合すると認めるときは、交付すべき補助金の額を確定し、補助金確定通知書（別記様式第11号）により、交付決定者に通知するものとする。

(補助金の請求)

第13条 交付決定者は、前条の規定により補助金確定通知を受けたあと、速やかに補助金交付請求書（別記様式第12号）を市長に提出するものとする。

(補助金の交付)

第14条 市長は、前条の規定による補助金交付請求書が提出されたときは、速やかに補助金を交付決定者に交付するものとする。

(財産の処分の制限)

第15条 この要綱に基づく補助金の交付を受け改修を行った空き家の所有者は、原則として補助事業が完了してから、10年間は補助対象となった部分の除却又はこれらを前提とした譲渡をしてはならない。ただし、市長がやむを得ないと認める場合は、この限りでない。

(交付決定の取消し)

第16条 市長は、交付決定者が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、補助金の交付の決定の全部又は一部を取り消すことができる。

- (1) 第3条に規定する補助対象者の要件を欠くに至ったとき。
- (2) 誓約書（別記様式第2号）に記載された事項に違反があったとき。
- (3) 補助金の申請に関し、偽りその他不正な行為があったとき。
- (4) 前各号に掲げるもののほか、市長が特に補助金を交付するものとしてふさわしくないと認めるとき。

2 市長は、前項の規定による取消しをしたときは、その旨を第8条の規定に準じて、申請者に通知するものとする。

(補助金の返還)

第17条 市長は、前条により補助金の交付の決定を取り消した場合において、当該取消しに係る部分に関し、既に補助金が交付されているときは、期限を定めて補助金返還命令書（別記様式第13号）により補助金の全部又は一部の返還を命ずるものとする。ただし、市長がやむを得ない理由があると認めるときは、この限りでない。

2 市長は、交付決定した空き家の所有者が、誓約書（別記様式第3号）に記載された事項に違反があったときは、期限を定めて補助金返還命令書（別記様式第13号）により補助金の全部の返還を命ずるものとする。ただし、市長がやむを得ない理由があると認めるときは、この限りでない。

3 前2項の規定により返還命令を受けた者は、命令を受けた日から60日以内に補助金の全部又は一部を返還しなければならない。

（雑則）

第18条 この要綱に定めるもののほか、補助金の交付に関して必要な事項は、別に定める。

付 則

1 この要綱は、尾道市歴史的風致維持向上計画の認定日から施行する。

2 この要綱は、尾道市歴史的風致維持向上計画の計画期間終了日限り、その効力を失う。

付 則

（施行期日）

1 この要綱は、平成30年4月1日から施行する。

（経過措置）

2 この要綱による改正後の尾道市空き家再生促進事業補助金交付要綱の規定は、平成30年度分以後の年度分の補助金の交付について適用し、平成29年度分までの補助金の交付については、なお従前の例による。

付 則

この要綱は、令和3年6月1日から施行する。